

# 「流通確認業務サービスの運用開始」について

一般社団法人全国軽自動車協会連合会より、流通確認業務サービスの運用開始についてご案内がありましたので、下記チラシにてお知らせします。

これにより、自動車ディーラー等が発行した承諾書等については、7月1日以降、流通確認業務においては使用されませんが、名義変更の手続き等の際、申請書類に含まれている場合等には、廃棄せずに軽自動車協会事務所窓口にご提出いただけますようお願いいたします。

**会員の皆様へ**

## 「軽自動車所有者承諾書」は システム化に伴い廃止されます!

廃止予定時期 **2025年7月**



### 例 所有権解除の手続きの流れ

現在

軽自動車所有者承諾書の場合

- 所有者は、クレジットの支払いが終了した使用者に対して所有者承諾書を交付する必要があります。
- 使用者は、当連合会事務所窓口に出向き、申請書類とともに、所有者承諾書を提出し、手続きを行います。



所有者(販売店等)

→ 郵送 →



使用者

→ 提出 →



全軽自協窓口

「書面」でのやりとりが必要で面倒...



窓口では、所有者承諾書の内容確認及び印影照合を行い、申請を受け付けます。



## システム化後

### システムの情報を共有

- 所有者は、クレジットの支払いが終了した使用者の「所有権解除情報」をシステム※に登録します。
- 使用者は、当連合会事務所窓口に出向き、手続きを行います。



所有者(販売店等)

システムに「所有権解除情報」を登録するだけ



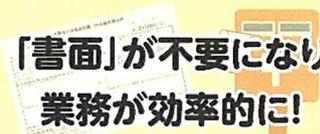
使用者



全軽自協窓口



「書面」が不要になり業務が効率的に!



窓口では、システムに登録された情報を確認し申請を受け付けます。

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会